

改正資金決済法等の施行に伴う
京浜さえきポイントカード利用者への情報提供について

2021年5月1日改正資金決済法等の施行に伴い、京浜さえきポイントカード利用者の保護に関する措置について、下記の通りお知らせします。

利用者資金の保全方法

(1) 資金決済法 14 条 1 項の規定の趣旨

前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられております。

(2) 資金決済法 3 1 条 1 項に規定する権利の内容

万が一の場合、前払い支払い手段の所有者は、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行補償金について、他の債権に先立ち弁済を受けることができます。

(3) 発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別
金銭による供託を行っています。

無権限取引*により発生した損失の補償等の対応方針

*利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたこと

紛失・盗難により、当社が認めて再発行された場合、当社で京浜さえきポイントカードの利用停止措置が終了した時点の電子マネー残高が、再発行された京浜さえきポイントカードに引き継がれるものとします。その他詳細については、京浜さえきポイントカード利用規約第11条をご確認ください。